

厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算（ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (5) (略)</p> <p>(6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）、「介護保険法施行規則（平成十</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算（ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (5) (略)</p> <p>(6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。</p>

一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。)及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「かくたん喀痰吸引等を必要とする者」といふ。)の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・八 (略)

二 介護給付費等单位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算()

()の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・八 (略)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等单位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市）以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百二十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する

る法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金（退職手当を除く。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

二 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

四 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (6) (略)

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (6) (略)

(7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(9) (略)

(10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分五以上である者及び略痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・八 (略)

五 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

六 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

(7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(9) (略)

(10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・八 (略)

七 (略)

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算 (一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

- (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第五に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。

- (7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務

三 (略)

四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算 (一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

- (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。

- (7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務

経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前二ヶ月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・八 (略)

九 介護給付費等単位数表第3の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十一 (略)

十二 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

(6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前二ヶ月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年

経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前二ヶ月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・八 (略)

六 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

(6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前二ヶ月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年

以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・八 (略)

十三 介護給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十四 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十六 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十七 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・八 (略)

第二号の規定を準用する。

十八 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第7の9の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受け
る必要がある者（現に指定短期入所を受けている利用者を除く。
以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百

分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備してい
ること。

ロ 算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対
して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月
間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十 介護給付費等単位数表第7の13の注の厚生労働大臣が定める基
準

第二号の規定を準用する。

二十一 介護給付費等単位数表第7の14の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十二 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

二十三 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の重度障害者包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

二十五 介護給付費等単位数表第9の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十九 介護給付費等単位数表第11の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十 介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

七 介護給付費等単位数表第9の重度障害者包括支援サービス費の注

1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

三十二 介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十三 介護給付費等単位数表第13の13の注1の厚生労働大臣が定める
基準

イ 移行準備支援体制加算()

算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であるこ
と。

ロ 移行準備支援体制加算()

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対
して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。
)に就いて実施すること。

(2) 移行準備支援体制加算()の算定対象となる利用者が、利用
定員の百分の七十以下であること。

(3) 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費
等単位数表第13の1のイの就労移行支援サービス費()につい
ては、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設
外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十四 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十六 介護給付費等単位数表第13の13の注2、第14の11の注及び第
15の12の注の厚生労働大臣が定める基準

八 介護給付費等単位数表第14の13の注、第15の11の注及び第16の12
の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 就労支援単位（就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとに実施すること。

ロ（略）

ハ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービ
ス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる
数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労継続支援A型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第14の1のロの就労継続支援A型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援B型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援B型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

三十七 介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める

基準

第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める

基準

第三号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める

基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 就労支援単位（就労移行支援事業又は就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに実施すること。

ロ（略）

ハ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービ
ス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる
数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労移行支援サービ
ス費（） 施設外就労利用者の数を六で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援A型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援A型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表の第16の1のイの就労継続支援B型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(5) 介護給付費等単位数表の第16の1のロの就労継続支援B型サ

ービス費（） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

第二号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

別表第一・別表第二（略）

別表第一・別表第二（略）